

令和 8 年 第 6 回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和 8 年 6 月 25 日（木）15 時 00 分から 15 時 30 分

2. 開催場所：宮代町役場 202 会議室

3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	金窪 実	○
3	熊倉 豊	○	4	大澤 亨	○
5	先崎 敦子	○	6	日下部 好克	○
7	並木 孝之	○	8	渡邊 繁	○
9	島村 忠雄	○	10	関根 武男	○
11	深井 一郎	○	12	伊草 俊行	○
13	岡村 由紀江	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 3	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
日程第 4	令和 7 年度の点検・評価について
日程第 5	農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

5. 農業委員会事務局職員

事務局 産業観光課長	田中 啓之
農地調整担当主幹	鈴木 功
農地調整担当主査	友部 啓介
農地調整担当主任	松本 国大
農地調整担当主事	阿久津 実里

◎開 会

(会長)

皆さん、こんにちは。総会につきましては効率よく進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。本日の出席委員は、14名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和8年第6回農業委員会総会を開会いたします。日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「7番 並木委員」と「8番 渡邊委員」を指名します。続きまして、日程第2・議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、1件目の案件についてご説明させていただきます。議案書をご覧ください。申請地は、宮代町■■■■■■■■■■地内の畑1筆で、面積は350㎡です。譲渡人は、加須市内にお住まいの方で、譲受人は、宮代町内にお住まいの方です。譲受人は、譲渡人の娘にあたります。転用目的は「自己用住宅」です。権利の種類については、「使用貸借権の設定」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご覧ください。それでは、本申請の経緯についてご説明いたします。事業計画者は、宮代町内の親族の家を借りて家族3人で居住しておりましたが、建物の老朽化と、家族が増え手狭になったこともあり、自己用住宅の建築を計画し、今回の申請に至ったとのことです。申請地の位置については、「案内図」、「位置図」を御覧ください。■■■■■■■■■■に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接する農地が1筆ございますが、譲渡人が所有しているため問題はございません。続きまして、「土地利用計画図」を御覧ください。今回の申請地はこちらの赤枠部分です。隣地と接している部分については被害防除作としてコンクリートブロックを設置する予定です。排水については合併浄化槽を経由し、道路側溝に放流する予定です。現況についてはこちらの写真のとおりです。以上で1件目の案件の説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

それでは、ご審議願います。

(■■番 ■■委員)

先ほど会長、■■委員および事務局と現地確認いたしました。綺麗に管理され、周りも家が建っておりますので、問題無いと思います。ご審議、よろしくお願いいたします。

(会長)

この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして日程第3・議案第17号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を上程いたします。借受人ごとに御審議をお願いしてまいりますが、本日まで出席いただいている農業委員に関わる案件がございますので、「宮代町農業委員会会議規則」第11条の「議事参与の制限」に該当しますことから、案件の説明と審議の際はご退席いただくこととなります。それでは、■■■委員、ご退席願います。

< ■■■委員 退席 >

それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第 17 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、ご説明いたします。本議案は、宮代町が埼玉県農地中間管理機構へ提出いたします、別紙「農用地利用集積等促進計画（案）」に対しまして、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くものとされておりますことから、意見を求めるものでございます。お手元の議案書の「農用地利用集積等促進計画（案）」をご覧ください。はじめに、「議事参与の制限」によりご退席いただいている ■■■ 委員に関わる案件であります、「1 番」から「30 番」につきまして、ご説明いたします。農地の所有者は全体で 16 人、貸借の対象となる農地は ■■■■■ 地内の水田 10 筆、■■■ 地内の水田 9 筆、■■■ 地内の水田 2 筆、■■■ 地内の水田 1 筆、■■■■■■■■ 地内の水田 8 筆、合計 30 筆で面積は全体で 14,895.82 m²でございます。借り受ける耕作者は ■■■■ にお住まいの方で、権利の種類は「使用貸借」、内容は「水田利用」、貸借期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 14 年 8 月 31 日までの「6 年間」です。議事参与の制限に関わる案件については、以上でございます。

(会長)

それでは、「1 番」から「30 番」について意見を伺います。何かございませんか。この件に関しまして「承認」することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

〈全員挙手〉

それでは、この件について「承認」とすることといたします。■■■委員、お戻りください。

＜■■■委員 入室・着席＞

続いての案件について、事務局説明願います。

(事務局)

続きまして、「31 番」から「40 番」につきましてご説明いたします。農地の所有者は 10 人、貸借の対象となる農地は、■■■■■地内の水田 10 筆、面積は合計 7,167 m²でございます。借り受ける耕作者は■■■■■地内にお住いの方で、権利の種類は「使用貸借」、内容は「水田利用」、貸借期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 14 年 8 月 31 日までの「6 年間」です。以上でございます。

(会長)

それでは、「31 番」から「40 番」について意見を伺います。何かございませんか。この件に関しまして「承認」することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

＜全員挙手＞

それでは、この件について「承認」とすることといたします。続いての案件について、事務局説明願います。

(事務局)

続きまして、「41 番」から「45 番」につきましてご説明いたします。農地の所有者は 2 人、貸借の対象となる農地は、■ ■ 地内の水田 5 筆、面積は合計 1,484.81 m²でございます。借り受ける耕作者は■ ■ 地内にお住いの方で、権利の種類は「使用貸借」、内容は「水田利用」、貸借期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 14 年 8 月 31 日までの「6 年間」です。以上でございます。

それでは、「41 番」から「45 番」について意見を伺います。何かございませんか。この件に関しまして「承認」することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

それでは、この件について「承認」とすることといたします。最後の案件について、事務局説明願います。

続きまして、最後の「46 番」につきましてご説明いたします。農地の所有者は 1 人、貸借の対象となる農地は、■■■■■
■■地内の畑 1 筆、面積は 1,111 m²でございます。借り受ける耕作者は■■■■■地内にお住まいの方で、権利の種類
は「使用貸借」、内容は「普通畑利用」、貸借期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 14 年 8 月 31 日までの「6 年間」です。
以上でございます。

それでは、最後の案件「46 番」について意見を伺います。何かございませんか。この件に関しまして「承認」することとしてよろしいでしょうか。続きまして、日程第 4・議案第 18 号「令和 7 年度の点検・評価について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

それでは御説明いたします。令和７年度に策定した最適化活動の目標設定についての評価を行いましたので、皆様にも結果を御確認いただけます。資料を御確認ください。水色部分が当初に策定した目標で、黄色部分が令和７年度の実績となります。黄色部分には令和７年度の農地集積、遊休農地の解消面積、企業参入等の結果を入力しております。その結果を埼玉県指定の数値に当てはめ点数化したところ、農業委員会全体では、令和７年度は、「目的に対して期待通りの結果が得られた」という評価となりました。なお、本資料につきましては、今回の審議を経て、春日部農林振興センターに提出の上、町ホームページ上で公開予定です。以上でございます。

それでは、この件についてご審議願います。この件に関しまして、「原案のとおり」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

それではこの件については、「原案のとおり」とすることといたします。続きまして日程第 5 議案第 19 号「農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

それでは、御説明いたします。

令和8年6月22日付けで農地利用最適化推進委員の■■■■委員から「辞任願」が提出されました。辞任の理由は「一身上の都合」ということでございますが、具体的には健康上の理由で、「農地利用最適化推進委員の職責を十分に果たせなくなりました」という思いから辞任したい旨の申出がなされたものでございます。

農地利用最適化推進委員の辞任に関しましては、「農業委員会等に関する法律」第 23 条において「推進委員は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる」旨が規定されておりますことから、今回、農業委員会総会に議案として上程をさせていただき、同意を求めるものでございます。以上でございます。

(会長)

ただいま事務局から説明がございました。この件に関しまして質疑はございませんか。

(■ 番 ■ ■ 委員)

後任の選出につきましては、どのようにになりますか。

(事務局)

農地利用最適化推進委員が 1 名欠員となるわけですが、これに伴い、事務局において今後の対応について検討を行いました。新たな委員を選任する場合には、推薦・募集期間を設けた後、評価委員会での審査、さらに農業委員会総会での審議を経る必要があります。そのため、実際の任命は早くて年明け頃となる見込みであり、その場合の残任期間は約 1 年と短期間になることが想定されます。このような状況を踏まえ、事務局から折原会長及び濱田代表に今後の対応について相談をしました。その結果、残任期間が約 1 年となることや、■ ■ 委員が担当しておりました担当地区への対応につきましては既存の委員の皆様にご理解いただき、ご協力をいただくことでカバーできるのではないかと、とのことで、■ ■ 委員の辞任に伴う農地利用最適化推進委員の補充は今回行わなくてもよいのではないかと、との結論に至りました。

(会長)

それでは、この件につきまして同意することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

＜全員挙手＞

挙手全員ということですので、■ ■ ■ ■ 推進委員の辞任について同意することに決定いたしました。事務局から補足等がございますでしょうか。

(事務局)

先程、■ ■ 委員の辞任について同意をいただきましたので、本日、令和 8 年 6 月 25 日付けでの辞任となります。

(会長)

何かご質問等はございませんか。それでは、事務局説明のとおり推進委員の補充はせずに、今後進めていくことといたします。続きまして「報告事項」について、事務局、報告願います

(事務局)

今回の報告事項について、ご説明させていただきます。今月は各種届出の締め日が 6 月 10 日となっております。農地法 5 条の届出が 4 件ございましたことを報告いたします。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告につきましては、「宮代町農業委員会会長専決規程」に基づく専決事項であります。このことから、質疑等については割愛させていただきます。以上をもちまして、令和 8 年第 6 回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和8年7月24日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____